



# 特定行為に係る地域標準手順書(大阪府医師会版)

## 脱水症状に対する輸液による補正

### 【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】

在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、以下の1～6の場合。

1. 著しい脱水が認められる場合
2. 脱水による補液を繰り返しており、今後脱水を起こしうる可能性が高いと考えられる場合
3. 排尿回数や排尿量などから脱水が疑われる場合
4. 長期間にわたり経口摂取や飲水ができていない場合
5. 嘔吐、下痢、発熱、発汗、多尿が持続している場合
6. 輸液以外に必要な水分摂取が困難な場合

### 【看護師が特定行為を行うことができる患者の病状】

- バイタルサイン、全身状態、病状が平常時と変化がない
- SpO<sub>2</sub> (酸素飽和度) の変化がない
- 基礎疾患に重症の心不全や腎不全、および重度の慢性腎臓病が認められない
- 著しい脱水を疑わせる所見がある
- 溢水を疑わせる所見がない
- 脱水の原因がある(水分摂取困難、高度な下痢・脱水、発熱・発汗の持続など)

※病歴や身体診察から、脱水の原因が感染症など急性疾患によるものと考えられる場合は、担当医師に直接連絡

### 病状の範囲外

不安定・緊急性あり

担当医師に直接連絡し、指示をもらう

### 病状の範囲内

安定・緊急性なし

### 【診療の補助の内容】 脱水症状に対する輸液による補正

### 【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態とバイタルサインに変化がない
- 患者が抵抗的ではない
- 呼吸苦、喘鳴、浮腫などの出現(補液による溢水の懸念)
- SpO<sub>2</sub> が92%以上(過剰輸液による肺水腫の懸念)
- 頸静脈の怒張あるいは虚脱がない
- 肺水腫を疑わせる湿性ラ音がない
- 多量の喀痰や気道分泌物を認めない

当てはまらない項目が一つでもある場合は、担当医師に直接連絡し、指示をもらう

### 【その他:患者の状態として注意が必要な内容】

### 【特定行為を行った後の医師への報告の方法】

<電話連絡について>

- 事後、病状等に変化がある場合のみ必要
- 事後、病状等の変化の有無に関わらず必要

<情報共有方法>

- 事後、できるだけ早く以下の方法で速やかに連絡(該当するものに○)

[医療介護情報共有システム・FAX・メール・その他( )]